

# 官報

## 号外 平成六年四月二十五日

### ○第百二十九回 参議院會議録第十三号

平成六年四月二十五日(月曜日)

午後二時一分開議

○議事日程 第十二号

平成六年四月二十五日

午後二時 本会議

第一 内閣総理大臣の指名

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件  
以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

國弘正雄君から海外旅行のため明二十六日から十五日間の請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

平成六年四月二十五日 参議院會議録第十三号

請暇の件 内閣総理大臣の指名

○議長(原文兵衛君) 日程第一 内閣総理大臣の指名  
本日、細川内閣総理大臣から次の通知に接しました。

内閣は、本日、総辞職をすることに決定いたしましたから、国会法第六十四条によって、この旨、通知いたします。  
以上であります。

○議長(原文兵衛君) よって、これより内閣総理大臣の指名を行います。

指名は、本院規則第二十條の規定により、記名投票をもつて行います。議席に配付してございませ赤色の記名投票用紙に国会議員のうち一人の氏名を記入して、御登壇の上、御投票を願います。氏名点呼を行います。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(原文兵衛君) 投票漏れはございませんか。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(原文兵衛君) これより開票いたします。投票を参事に点検させます。

〔参事投票を計算、点検〕

○議長(原文兵衛君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十七票  
本投票の過半数は百二十四票でございます。

羽田孜君 百二十七票

河野洋平君 九十五票

不破哲三君 十一票

村山富市君 一票

白票 十三票

よって、本院は、羽田孜君を内閣総理大臣に指名することに決しました。

〔拍手〕

羽田孜君に投票した者の氏名

林 寛子君	会田 長栄君
青木 新次君	龜山 篤君
一井 淳治君	糸久八重子君
稲村 稔夫君	今井 澄君
岩崎 昭弥君	岩本 久人君
上野 雄文君	小川 仁一君
及川 一夫君	大瀧 絹子君
大森 昭君	梶原 敬義君
上山 和人君	川橋 幸子君
菅野 壽君	喜岡 淳君
北村 哲男君	久保 巨君
久保田真苗君	日下部禮代子君
佐藤 三吾君	櫻井 規順君
志吉 裕君	清水 澄子君
榊崎 年子君	庄司 中君
菅野 久光君	鈴木 和美君
源谷 英行君	竹村 泰子君
谷畑 孝君	谷本 巍君

種田 誠君	千葉 景子君
角田 義一君	堂本 暁子君
野別 隆俊君	浜本 万三君
肥田美代子君	深田 肇君
淵上 貞雄君	細谷 昭雄君
堀 利和君	前畑 幸子君
松前 達郎君	三重野栄子君
三上 隆雄君	峰崎 直樹君
村沢 牧君	村田 誠醇君
本岡 昭次君	森 暢子君
安永 英雄君	山田 健一君
山本 正和君	吉田 達男君
渡辺 四郎君	薬科 清治君
足立 良平君	粟森 喬君
井上 計君	井上 哲夫君
池田 治君	石井 一二君
泉 信也君	磯村 修君
乾 晴美君	猪木 寛至君
江本 孟紀君	勝木 健司君
河本 英典君	北澤 俊美君
釘宮 馨君	小島 慶三君
小林 正君	木暮 山人君
笹野 貞子君	田村 秀昭君
武田邦太郎君	寺崎 昭久君
寺澤 芳男君	直嶋 正行君
中村 鋭一君	永野 茂門君
野末 陳平君	長谷川 清君
萩野 浩基君	平野 貞夫君
古川太三郎君	星川 保松君
星野 朋市君	松尾 官平君
山崎 順子君	山田 勇君
吉田 之久君	荒木 清寛君

猪熊 重二君 牛嶋 正君  
 及川 順郎君 大久保直彦君  
 風間 昶君 片上 公人君  
 刈田 貞子君 黒柳 明君  
 木庭健太郎君 白浜 一良君  
 高桑 栄松君 武田 節子君  
 統 調弘君 常松 克安君  
 鶴岡 洋君 中川 嘉美君  
 中西 珠子君 浜四津敏子君  
 広中和歌子君 矢原 秀男君  
 山下 栄一君 横尾 和伸君  
 和田 教美君 西川 深君  
 赤桐 操君 椎名 素夫君  
 安恒 良一君

河野洋平君に投票した者の氏名

青木 幹雄君 井上 吉夫君  
 井上 章平君 井上 孝君  
 井上 裕君 伊江 朝雄君  
 石井 道子君 石渡 清元君  
 板垣 正君 岩崎 純三君  
 上杉 光弘君 上野 公成君  
 浦田 勝君 遠藤 要君  
 小野 清子君 尾辻 秀久君  
 大河原太一郎君 大木 浩君  
 大島 慶久君 大塚清次郎君  
 大浜 方栄君 太田 豊秋君  
 合馬 敬君 岡 利定君  
 岡野 裕君 岡部 三郎君  
 加藤 紀文君 狩野 安君  
 鹿熊 安正君 笠原 潤一君

片山虎之助君 木宮 和彦君  
 久世 公義君 倉田 寛之君  
 佐々木 満君 佐藤 泰三君  
 斎藤 文夫君 沢田 一精君  
 清水嘉与子君 下稻葉耕吉君  
 陣内 孝雄君 鈴木 省吾君  
 世耕 政隆君 田沢 智治君  
 高木 正明君 坪井 一字君  
 永田 良雄君 成瀬 守重君  
 野沢 大三君 野村 五男君  
 服部三男雄君 平井 卓志君  
 真島 一男君 前田 勲男君  
 松浦 功君 松谷蒼一郎君  
 宮崎 秀樹君 村上 正邦君  
 森山 眞弓君 柳川 覺治君  
 山本 富雄君 吉川 博君

鎌田 要人君 北 修二君  
 香掛 哲男君 河本 三郎君  
 佐藤 静雄君 斎藤 十朗君  
 坂野 重信君 志村 哲良君  
 清水 達雄君 下条進一郎君  
 須藤良太郎君 鈴木 貞敏君  
 関根 則之君 田辺 哲夫君  
 竹山 裕君 中曾根弘文君  
 榑崎 泰昌君 西田 吉宏君  
 野間 起君 南野知恵子君  
 林田悠紀夫君 二木 秀夫君  
 前島英三郎君 増岡 康治君  
 松浦 孝治君 溝手 顕正君  
 宮澤 弘君 守住 有信君  
 矢野 哲朗君 山崎 正昭君  
 吉川 博君

不破哲三君に投票した者の氏名

吉川 芳男君 吉村剛太郎君  
 鈴木 栄治君 市川 正一君  
 有働 正治君 上田耕一郎君  
 聰海 弘君 高崎 裕子君  
 立木 洋君 西山登紀子君  
 橋本 敦君 林 紀子君  
 吉岡 吉典君 吉川 春子君

村山富市君に投票した者の氏名

紀平 梯子君

白票

栗原 君子君 中尾 則幸君  
 西岡瑞璃子君 青島 幸男君  
 喜屋武眞榮君 島袋 宗康君  
 下村 泰君 阪 正敏君  
 國弘 正雄君 田 英夫君  
 西野 康雄君 新間 正次君  
 三石 久江君

○議長(原文兵衛君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君  
 副議長 赤桐 操君

議員

服部三男雄君 松谷蒼一郎君  
 矢野 哲朗君 山崎 正昭君  
 吉村剛太郎君 南野知恵子君  
 野間 起君 榑崎 泰昌君  
 清水 達雄君 佐藤 泰三君  
 佐藤 静雄君 合馬 敬君  
 鹿熊 安正君 片山虎之助君  
 清水嘉与子君 鎌田 要人君  
 須藤良太郎君 尾辻 秀久君  
 石渡 清元君 井上 章平君  
 陣内 孝雄君 二木 秀夫君  
 野沢 大三君 中曾根弘文君  
 宮崎 秀樹君 大浜 方栄君  
 岡野 裕君 竹山 裕君  
 柳川 覺治君 大塚清次郎君  
 香掛 哲男君 田辺 哲夫君  
 西田 吉宏君 林 寛子君  
 増岡 康治君 村上 正邦君  
 森山 眞弓君 宮澤 弘君  
 吉川 芳男君 大木 浩君  
 田沢 智治君 世耕 政隆君  
 井上 吉夫君 遠藤 要君  
 林田悠紀夫君 沢田 一精君  
 伊江 朝雄君 北 修二君  
 岩崎 純三君 大河原太一郎君  
 山本 富雄君 太田 豊秋君  
 笠原 潤一君 溝手 顕正君  
 狩野 安君 河本 三郎君  
 加藤 紀文君 岡 利定君  
 上野 公成君 前島英三郎君  
 成瀬 守重君 野村 五男君

大島 慶久君	関根 則之君	真島 一男君	下稻葉耕吉君	小野 清子君	浦田 勝君	斎藤 文夫君	吉川 博君	守任 有信君	上杉 光弘君	佐々木 満君	久世 公麿君	松浦 功君	岡部 三郎君	斎藤 十朗君	鈴木 省吾君	下条進一郎君	前田 勲男君	板垣 正君	鈴木 榮治君	中尾 則幸君	安恒 良一君	紀平 梯子君	薬科 満治君	山田 健一君	岩本 久人君	堀 利和君	西岡瑠璃子君	堂本 暁子君	深田 肇君	会田 長栄君	大洲 絹子君
坪井 一字君	喜岡 淳君	鈴木 貞敏君	志村 哲良君	木宮 和彦君	吉田 達男君	松浦 孝治君	石井 道子君	青木 幹雄君	菅野 壽君	倉田 寛之君	永田 良雄君	高木 正明君	上野 雄文君	平井 卓志君	坂野 重信君	井上 裕君	井上 孝君	新岡 正次君	岩崎 昭弥君	栗原 君子君	椎名 素夫君	川橋 幸子君	谷畑 孝君	種田 誠君	肥田美代子君	櫻井 規順君	三上 隆雄君	森 暢子君	谷本 颯君	篠崎 年子君	竹村 泰子君

千葉 景子君	渡辺 四郎君	小川 仁一君	角田 義一君	湖上 貞雄君	本岡 昭次君	久保田真苗君	浜本 万三君	鈴木 和美君	志苦 裕君	今井 澄君	山崎 順子君	上山 和人君	武田邦太郎君	河本 英典君	北村 哲男君	萩野 浩基君	釘宮 馨君	清水 澄子君	庄司 中君	井上 哲夫君	泉 信也君	細谷 昭雄君	菅野 久光君	磯村 修君	星野 朋市君	松前 達郎君	村沢 牧君	池田 治君	田村 秀昭君	久保 亘君	安永 英雄君
一井 淳治君	山本 正和君	前畑 幸子君	村田 誠醇君	糸久八重子君	佐藤 三吾君	梶原 敬義君	大森 昭君	及川 一夫君	峰崎 直樹君	小島 慶三君	直嶋 正行君	三重野栄子君	寺澤 芳男君	江本 孟紀君	日下部博代子君	北澤 俊美君	長谷川 清君	野別 隆俊君	乾 晴美君	小林 正君	平野 貞夫君	稲村 稔夫君	栗森 喬君	笹野 貞子君	足立 良平君	穂山 篤君	古川太三郎君	木暮 山人君	勝木 健司君	青木 新次君	瀬谷 英行君

星川 保松君	中村 鋭一君	永野 茂門君	荒木 清寛君	西川 潔君	西山登紀子君	山下 栄一君	坂 正敏君	浜四津敏子君	猪熊 重二君	國弘 正雄君	寺崎 昭久君	木庭健太郎君	刈田 貞子君	三石 久江君	猪木 寛至君	常松 克安君	統 訓弘君	田 英夫君	山田 勇君	広中和歌子君	中西 珠子君	吉岡 吉典君	井上 計君	和田 教美君	鶴岡 洋君	高桑 栄松君	立木 洋君	野末 陳平君	石井 一二君	松尾 官平君	風間 昶君	西野 康雄君	横尾 和伸君	島袋 宗康君	高崎 裕子君	武田 節子君	青島 幸男君	林 紀子君	中川 嘉美君	白浜 一良君	下村 泰君	吉川 春子君	牛嶋 正君	片上 公人君	喜屋武真榮君	橋本 敦君	矢原 秀男君	及川 順郎君	有働 正治君	市川 正一君	吉田 之久君	大久保直彦君	黒柳 明君	藤澤 弘君	上田耕一郎君
--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------

任を許可し、その補欠を指名した。  
 議長の報告事項  
 議院運営委員  
 辞任  
 堂本 暁子君 補欠  
 前畑 幸子君  
 同日内閣から次の議案が提出された。  
 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案(閣法第五二号)  
 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。  
 道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)  
 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(閣法第五一号)  
 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。  
 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求めるの件(閣承認第三号)  
 同日本院は、人事官に市川博信君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
 同日本院は、検査官に佐伯英明君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
 同日本院は、原子力委員会委員に伊原義徳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
 同日本院は、宇宙開発委員会委員に野村民也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
 同日本院は、衆議院議員選挙区画定審議会委員に荒尾正浩君、石川忠雄君、内田清君、大林勝臣

平成六年四月二十五日 参議院会議録第十二号 議長の報告事項

君、大宅映子君、塩野宏君及び味村治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公安審査委員会委員に青井舒一君及び山崎惠美子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に濤野滋君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、商品取引所審議会会長に杉山克己君、同委員に植田守昭君、上村達男君、佐々波楊子君及び竹居照芳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

前畑 幸子君

荻本 暁子君

去る十二日議員から次の議案が提出された。

製造物責任法案(市川正二君発議)(参第一号)

同日内閣から次の議案が提出された。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。

製造物責任法案(閣法第五三号)

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

同日内閣から、農業基本法第六条第一項の規定に基づき平成五年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づき平成六年度において講じようとする農業施策についての文書を受領した。

去る十三日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省経済局長原口幸市君の第百二十九回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十九回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長事務代理 朝海 和夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長事務代理朝海和夫君(同日議長承認を、第百二十九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十四日議長は、ロメオ・ルブラン・カナダ連邦議会上院議長より、同議長のカナダ連邦議会上院議長就任に際し発送した祝電に対する礼状を授受した。

去る十五日内閣から次の議案が提出された。業事法の一部を改正する法律案(閣法第六一号)

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

不動産特定共同事業法案(閣法第五九号) 建設業法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

臓器の移植に関する法律案(森井忠良君外十四名提出)(衆第七号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

製造物責任法案(市川正二君発議)

同日内閣から、林業基本法第九条第一項の規定に基づき平成五年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九条第二項の規定に基づき平成六年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。

去る十八日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
人事官	石坂 誠一	(退職)	平六・三・三〇
外務省経済局長事務代理	朝海 和夫	(解職)	平六・四・一八

農林水産省経済局長 眞鍋 武紀 農林水産省審議官 同

農林水産省畜産局長 東 久雄 農林水産省畜産局長 同

農林水産省食品流通局長 須田 洵 (退職) 同

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十九回国会政府委員に任命することを承認した。

人事官 市川 惇信君

外務省経済局長 原口 幸市君 農林水産省経済局長 東 久雄君

農林水産省畜産局長 高木 勇樹君 農林水産省食品流通局長 鈴木 久司君

同日内閣総理大臣から議長宛、人事官市川惇信君外四名(同日議長承認を、第百二十九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 西野 康雄君

補欠 大森 昭君

厚生委員

辞任 小川 仁二君

補欠 久保田真苗君

建設委員

辞任 大森 昭君

補欠 西野 康雄君

久保田真直君 小川 仁一君  
決算委員

西野 康雄君 庄司 中君  
補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員

西野 康雄君 庄司 中君  
補欠

環境特別委員  
既 正敏君 松前 達郎君  
補欠

西野 康雄君 菅野 壽君  
補欠

沖繩及び北方問題に関する特別委員

三石 久江君 中尾 則幸君  
補欠

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案(閣法第六三三号)

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

裁判官の介護休暇に関する法律案(閣法第六五号)

証券取引法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員野末陳平君提出地方公共団体の行政

改革に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づき平成五年度漁業の動向に関する年次報告及び平成六年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。

去る二十一日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、調査事件 国民生活に関する調査(本格的高齢社会への対応に関する件)

一、公聴会の問題 高齢者福祉の現状と課題について

一、開会の日 平成六年五月十八日

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の三において準用する第六十二条により承認を求めます。

平成六年四月二十一日

国民生活に関する調査会長 鈴木 省吾

参議院議長 原文兵衛殿

去る二十二日内閣から次の議案が提出された。

千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一四号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

消防法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

航空業務に関する日本国とジョルダン・ハッシュミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一一号)

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第二二号)

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第二三号)

本日内閣総理大臣から次の通知書を受領した。

内閣は、本日、総辞職することに決定いたしましたから、国会法第六十四条によって、この旨、通知いたします。

地方公共団体の行政改革に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年三月二十九日

参議院議長 原文兵衛殿

野末 陳平

地方公共団体の行政改革に関する質問主意書

自治省は、昭和六〇年一月二日、「地方公共団体における行政改革推進の方針」(地方行政改革大綱)を都道府県知事・指定都市市長には直接、市町村長には知事を通じて事務次官通達を出した。

通達によると、各地方公共団体に「行政改革推進本部」を設置し、同年八月末日を目処に「行政改革大綱」の策定を求め、大綱に基づく行政改革の実施状況については、定期的に報告することとしている。

以来一〇年、地方公共団体における行政改革の推進体制は全国的に整備され、「行政改革大綱」もほぼ策定され、各地方公共団体とも知恵と工夫を凝らした行政改革に取り組んできた。

今後とも、住民の要望に応え、厳しい状況を克服し、新たな行政需要に対応しつつ、「行政改革大綱」に基づき、総合的かつ計画的に行政改革の推進が期待される。

従って以下、行革審の答申並びに事務次官通達に基づき、昭和六〇年度から現在に至るまでの地

方行革の推進状況について、次の点について質問する。

一、事務次官通達について

1 事務次官通達では、大綱に基づく行政改革の実施状況については、定期的に報告することとしているが、この報告をどのように求め、内閣としてはどのように系統的に取りまとめているのか明示されたい。

2 本来、行政改革は、各項目ごとに行政効果を検討し、実施期間、実施計画等を定め、年度別の実施状況及び実施率等を比較検討して、改革が順調に進捗しているか、又当初計画より著しく遅れている項目についてはその原因を説明することによって、初めて改革の成果をあげることができると考えるが、内閣としては地方行革の進捗状況について、どのように把握し評価しているのか明らかにされたい。

二、事務事業の見直しについて

1 広域市町村圏等による事務事業の共同処理化の状況について、各地方公共団体が策定した総体的目標数値、及び昭和六〇年度以降現在の年度別事務事業の共同処理化の進捗状況について明示されたい。そして、この状況について内閣はどのように評価し、今後どのように地方公共団体を指導していく予定か明らかにされたい。

2 補助金の整理合理化について、各地方公共団体が策定した総体的目標又は計画数値、並びに昭和六〇年度以降現在の年度別の目標又は計画数値についての進捗状況、及び整理合理化した補助金額を示されたい。そして、この達成状況を内閣はどのように評価し、今後どのように地方公共団体を指導していく予定か明らかにされたい。

三、組織・機構の簡素合理化について  
各地方公共団体における総体的な局・部・室・課別の統廃合の計画、出先機関の統廃合の計画、及び審議会等の統廃合の計画、並びに昭和六〇年度以降現在の年度別実施状況を明らかにされたい。そして、これらの実施状況について、内閣はどのように評価し、今後どのように地方公共団体を指導していく予定か明らかにされたい。

四、定員管理の適正化について  
1 各地方公共団体における定員適正化計画の策定状況、及びそれに基づく昭和六〇年度以降現在の各年度における定員の削減率、並びに削減された人員数を明らかにされたい。又定員の削減による人件費等の経費の削減額についても明示されたい。又内閣は、地方公共団体の定員適正化の状況についてどう評価し、今後どのように地方公共団体を指導していく予定か明らかにされたい。

2 各地方公共団体における定年制度の施行以後の各年度の退職者数、及び新規採用者数、並びにこれによる地方公務員数、及びその増減数について明らかにするとともに、内閣は地方公務員の定年制導入が、地方公共団体の定員管理の適正化に与えた影響をどのように評価するのか示されたい。

五、民間委託並びにO.A化について  
各地方公共団体における、事務処理の民間委託、及びO.A化についての総体的な目標又は計画数値、並びに昭和六〇年度以降現在の各年度における進捗状況、又これらの実施による削減額、及び人員の削減数について明らかにされたい。そして、これらの状況について内閣はどのように評価し、今後どのように地方公共団体を指導していく予定か明らかにされたい。

六、公共施設の管理運営の民間委託状況について  
各地方公共団体における、公共施設の管理運営の民間委託の総体的な目標又は計画数値、並びに昭和六〇年度以降現在の各年度におけるそれらの進捗状況、並びに公共施設の管理運営の民間委託の実施による経費の削減額、及び人員の削減数について明らかにされたい。そして、この状況について内閣はどのように評価し、今後どのように地方公共団体を指導していく予定か明らかにされたい。

右質問する。

平成六年四月十九日

内閣総理大臣 細川 護熙

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員野末陳平君提出地方公共団体の行政改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員野末陳平君提出地方公共団体の行政改革に関する質問に対する答弁書

一について

政府においては、地方公共団体における行政改革の推進について、従前から、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、給与及び定員管理の適正化等を進めるよう地方公共団体に要

請してきたところである。

特に、昭和六十年一月二十二日には、地方公共団体に対して「地方公共団体における行政改革推進の方針(地方行革大綱)の策定について」の自治事務次官通達により、行政改革大綱を策定し、同大綱に沿って地方行革の推進に一層の努力をするよう強く要請したところであり、その後、昭和六十三年及び平成五年度において、地方公共団体における行政改革推進体制の整備状況について調査を行うとともに、地方公共団体における組織・機構の簡素合理化、補助金の整理合理化及び許認可事務等の市町村移譲等の行政改革の実施状況の報告を受けたところである。

その結果、地方公共団体においては、それぞれ行政改革大綱を策定し、これに基づいて自主的・総合的な行政改革が一層推進されているものと認識している。

なお、地方公共団体の行政改革は、昭和五十年前後から国に先駆けて取り組まれてきているところであり、これまでも着実に実施されてきているが、今後とも、それぞれの行政改革大綱について必要な見直しを行うとともに、その実施状況を公表すること等により住民の理解と協力を得て、自主的・総合的な行政改革を進める必要があるものと考えている。

二の1について

地方公共団体の事務の共同処理とは、一般に地方公共団体相互間において特定の事務を共同して処理することをいうが、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)においては、協議会、機関又は吏員等の共同設置、事務の委託、

一部事務組合、地方開発事業団等が定められて  
いるところである。

各地方公共団体における事務の共同処理につ  
いて、総体的目標数値の策定状況については把  
握していないが、昭和六十年以降の事務の共  
同処理の状況については別表第一に示すとおり  
である。

政府としては、市町村が時代の要請に対応し  
てより効率的に広域行政を展開する必要が増大  
していると認識しており、総合的かつ計画的な  
広域行政をより一層推進するために設けられて  
いるいわゆる複合的一部事務組合の制度をでき  
る限り活用し、広域行政体制の簡素効率化を図  
るよう指導してまいりたい。

二の2について

各地方公共団体における補助金の整理合理化  
について、総体的目標又は計画数値の策定状況  
については把握していないが、昭和六十年以降  
の地方公共団体の補助金の整理合理化の状況  
については別表第二に示すとおりである。

政府としては、地方公共団体が自主的に行政  
の責任分野、経費負担の在り方、行政効果等を  
精査の上、各地方公共団体における補助金の整  
理合理化に努めているものと認識しており、今  
後とも、地方公共団体の補助金の新設は極力抑  
制することとし、新規の補助金を設ける場合に  
あっても、既定の補助金の整理を図るとともに  
、終期の設定、不断の見直し等を行うことに  
より、総額の抑制に努めるよう指導してまいり  
たい。

三について

各地方公共団体における御指摘の組織・機構

の簡素合理化について、統廃合の計画の策定状  
況については把握していないが、昭和六十年以  
以降の組織・機構の簡素合理化の状況は別表第  
三に示すとおりである。

政府としては、地方公共団体が組織・機構の  
新増設の抑制を図るとともに、本庁に限らず出  
先機関や審議会まで広く見直しを行っているも  
のと認識しており、今後とも、地域の実情に応  
じた組織・機構の簡素合理化に努めるよう指導  
してまいりたい。

四の1について

各地方公共団体における地方行革大綱に基づ  
く定員適正化計画については、都道府県及び指  
定都市においては全団体で、また、指定都市を  
除く市町村及び特別区においては八百七十八団  
体で、それぞれ策定されたことと承知している。

定員適正化計画における各年度ごとの定員の  
削減率及び削減数については把握していない  
が、計画期間については、三年間ないし五年間  
とするものが多く、また、計画期間を通じての  
計画上の定員の削減率については、都道府県に  
おいては、三パーセント以上とした団体が二十  
団体と最も多く、次いで一パーセント以上二  
パーセント未満とした団体が十七団体、二パー  
セント以上三パーセント未満とした団体が八団  
体等となっており、指定都市においては、一  
パーセント未満とした団体が五団体、次いで三  
パーセント以上とした団体が三団体等となつて  
いる。指定都市を除く市町村及び特別区の定員  
適正化計画の定員の削減率は把握していない。  
計画期間を通じての定員の削減数については  
は、都道府県においては一万六十四人、指定都

市においては二百九十九人の減少となつてい  
る。指定都市を除く市町村及び特別区における  
定員の削減数は把握していないが、政府が行つ  
ている「地方公共団体定員管理調査」によると、  
計画期間の開始年である昭和六十年から昭和六  
十三年までの指定都市を除く市町村、特別区及  
び一部事務組合の職員数は、四千二百三十九人  
の減少となつている。

なお、定員の削減による人件費等の経費の削  
減額については、定員の削減数が実際には退職  
者数と採用者数等との差によって生じているも  
のであることから、その削減額の算定は難しい  
ものと考えられる。

地方公共団体における定員管理の適正化につ  
いては、各地方公共団体において、それぞれの  
実情に応じて取組が進められているものと認識  
している。

政府としては、これまでも地方公共団体に對  
して定員管理の適正化に努めるよう指導してき  
たところであるが、今後とも、自治省が地方公  
共団体の定員算定のための参考指標として各地  
方公共団体に示している「定員モデル」や「類似  
団体別職員数の状況」の活用を図りながら、國  
の第八次定員削減計画を参考に、各地方公共団  
体が自主的に定員管理の適正化に努めるよう指  
導してまいりたい。

四の2について

各地方公共団体における定年制については、  
昭和五十九年度以降順次導入されており、各年  
度における退職者数の推移については別表第四  
(1)に示すとおりである。新規採用者数について  
は把握していないが、地方公務員数及びその増

減数の推移については別表第四(2)に示すとおり  
である。

なお、地方公務員の定年制導入は、退職者の  
より確実な予測が可能となることから、その結  
果、地方公共団体における計画的な定員管理に  
役立っているものと認識している。

五及び六について

各地方公共団体における事務事業(公の施設  
の管理運営を含む。以下同じ)の民間委託及び  
O A化についての総体的な目標及び計画数値並  
びに人員の削減数及び削減率については把握し  
ていないが、各地方公共団体における昭和六十  
年度以降の事務事業の民間委託の進捗状況  
及び事務事業の民間委託の実施による人員の削  
減数については別表第五に示すとおりである。  
また、地方公共団体におけるパーソナル・コン  
ピュータ等の導入状況は別表第六に示すとおり  
である。

地方公共団体における事務事業の民間委託及  
びO A化は、基本的には地域の実情に即して地  
方公共団体の自主的な判断により実施していく  
べきものと考えているが、別表第五及び別表第  
六に示されているとおり着実に推進されている  
ものと認識している。

地方公共団体における事務事業の民間委託及  
びO A化については、行政運営の効率化、住民  
サービスの向上等の観点からその推進は必要で  
あると考えており、地方公共団体の事務事業の  
うち、民間委託及びO A化を実施することが適  
当なものについては、地域の実情に即して当該  
団体の適正な管理監督の下に民間委託及びO A  
化が推進されるよう指導してまいりたい。

別表第一(二の1の関係)

地方公共団体における事務の共同処理の状況

事務の共同処理年度	昭和61年度	昭和63年度	平成2年度	平成4年度
協議委員会	437	485	426	417
機関又は役員等の共同設置	205	213	217	214
事務の委託	5,304	5,116	5,079	5,035
一部事務組合	2,904	2,371	2,862	2,840
地方開発事業団	14	12	12	12
合 計	8,564	8,647	8,596	8,518

(注) 1 協議会、機関又は役員等の共同設置、一部事務組合、地方開発事業団については、地方自治法に基づき設置数である。  
2 事務の委託については、地方自治法に基づき委託された事務の件数である。

別表第二(二の2の関係)

地方公共団体における補助金の整理合理化の状況

(単位 百万円)

	補助金の廃止	金額の削減
昭和60年度	13,140	14,112
昭和61年度	14,626	21,130
昭和62年度	15,223	21,999
昭和63年度	17,529	13,429
平成元年度	17,023	12,777
平成2年度	18,357	12,660
平成3年度	20,297	12,316
平成4年度	22,922	18,369
平成5年度	29,180	20,933
合 計	168,298	147,724

(注) 四捨五入の関係で合計額は必ずしも一致しない。

別表第三(三の関係)

組織・機構の簡素化の見直しを行った団体数

(都道府県分)

年度	局	部	室	課	出先機関	審議会
昭和60年度	0	5	9	28	34	44
昭和61年度	0	9	11	34	29	46
昭和62年度	0	3	11	39	32	29
昭和63年度	0	5	8	36	24	38
平成元年度	1	3	7	37	26	21
平成2年度	1	5	11	38	25	20
平成3年度	0	3	9	40	17	33
平成4年度	0	6	12	42	21	43
平成5年度	0	4	8	39	22	26

(市町村分)

年度	局	部	室	課	出先機関	審議会
昭和60年度	3	53	27	387	35	269
昭和61年度	4	63	35	444	37	329
昭和62年度	3	49	48	399	33	285
昭和63年度	8	104	61	561	36	290
平成元年度	3	101	70	549	27	268
平成2年度	4	101	67	535	26	245
平成3年度	4	124	67	679	23	301
平成4年度	3	134	69	737	29	361
平成5年度	2	116	69	648	30	225

(注) 1 平成5年度は予定を含む。  
2 数字は実施団体数である。



別表第四(四の2の關係)

(1) 地方公務員の退職者数の状況

(単位 人)

年	合 計	うち	
		定 年	退 職 者
昭 和 59 年	127,647		25,106
昭 和 60 年	110,482		24,817
昭 和 61 年	102,877		28,888
昭 和 62 年	107,099		33,376
昭 和 63 年	113,749		36,977
平 成 元 年	114,234		38,384
平 成 2 年	113,487		40,918
平 成 3 年	119,468		42,272
平 成 4 年	111,834		43,840

(注) 合計欄の数字は、定年退職者、勧奨退職者、普通退職者及び死亡退職者の合計数である。

(2) 地方公務員数の状況

(単位 人)

年	総 員 数		対 前 年 数	
	職 員	数	対 増	前 減
昭 和 59 年		3,230,740		△ 910
昭 和 60 年		3,222,019		△ 8,721
昭 和 61 年		3,217,016		△ 5,003
昭 和 62 年		3,216,980		△ 86
昭 和 63 年		3,215,470		△ 1,460
平 成 元 年		3,218,752		3,282
平 成 2 年		3,228,318		9,566
平 成 3 年		3,241,911		13,593
平 成 4 年		3,254,291		12,380

別表第五(五及び六の關係)

(1) 事務の民間委託による一般行政部門の減員数の状況

(単位 人)

年	減 員 数
昭 和 60 年	2,201
昭 和 61 年	1,752
昭 和 62 年	1,365
昭 和 63 年	1,454
平 成 元 年	1,445
平 成 2 年	1,407
平 成 3 年	1,153
平 成 4 年	1,236
平 成 5 年	1,435

(2) 事務の民間委託による実施率(一般事務)

(単位 %)

事 務 事 業 名	昭 和 61 年 10 月	平 成 2 年 10 月
庁 舎 の 清 掃 (事務室)	62.7	71.2
庁 舎 の 警 備 (夜間)	68.2	74.1
計 算 事 務 (税の課税)	74.9	66.0
し り 尿 収 集 集	77.7	74.1
ご ん み 収 集 (一般)	65.7	71.8
給 食 (調理・運搬とも)	14.2	24.4

(3) 事務の民間委託による実施率(公の施設)

(単位 %) (単位 台)

事務事業名	昭和61年10月	平成2年10月
老人憩の家	47.6	54.7
保 育 所	2.9	4.1
体 育 館	10.1	15.7
勤 労 青 少 年 ホ ー ム	10.3	13.0
国 民 宿 舎	32.9	34.6
市 民 会 館、公 会 堂	12.7	20.7
病 院	3.3	4.7
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン タ ー	47.9	52.7

別表第六(五及び六の関係)

地方公共団体におけるパーソナル・コンピュータ等の導入状況

(単位 台)

機 種	昭和60年4月	平成5年4月
パーソナル・コンピュータ	7,479	102,838
ワープロ・プロセッサ	6,406	123,637
フロッピーディスク	7,124	45,007

【参照】

四月十九日議長において、左のとおり議席を変更した。

七六 吉田 達男君  
八四 菅野 壽君

九二 上野 雄文君  
一〇三 新聞 正次君  
一〇四 鈴木 栄治君  
一〇五 岩崎 昭弥君  
一〇六 中尾 則幸君

一〇七 栗原 君子君  
一〇八 安恒 良一君  
一〇九 椎名 素夫君  
一一〇 紀平 佛子君  
一一一 川橋 幸子君  
一一二 大脇 雅子君  
一一三 薬科 満治君  
一一四 谷畑 孝君  
一一五 山田 健一君  
一一六 種田 誠君  
一一七 岩本 久人君  
一一八 肥田美代子君  
一一九 櫻井 規順君  
一二〇 西岡瑠璃子君  
一二一 三上 隆雄君  
一二二 堂本 晴子君  
一二三 森 暢子君  
一二四 深田 肇君  
一二五 谷本 嶺君  
一二六 会田 長栄君  
一二七 篠崎 年子君  
一二八 大淵 絹子君  
一二九 竹村 泰子君  
一三〇 千葉 景子君  
一三一 一井 淳治君  
一三二 渡辺 四郎君  
一三三 山口 哲夫君  
一三四 山本 正和君  
一三五

一三六 小川 仁一君  
一四一 本岡 昭次君  
一四三 佐藤 三吾君  
一五一 志苦 裕君  
一五二 矢田部 理君  
一五三 松本 英一君  
一五四 峰崎 直樹君  
一五五 今井 澄君  
一五六 小島 慶三君  
一五七 山崎 順子君  
一五八 直嶋 正行君  
一五九 上山 和人君  
一六〇 三重野栄子君  
一六一 武田邦太郎君  
一六二 寺澤 芳男君  
一六三 河本 英典君  
一六四 江本 孟紀君  
一六五 北村 哲男君  
一六六 日下部権代子君  
一六八 北澤 俊美君  
一六九 釘宮 馨君  
一七〇 長谷川 清君  
一七一 清水 澄子君  
一七二 野別 隆俊君  
一七三 庄司 中君  
一七四 乾 晴美君  
一七九 細谷 昭雄君  
一八〇 稻村 稔夫君

一一八	菅野 久光君
一一二	栗森 喬君
一八三	磯村 修君
一八四	笹野 貞子君
一八五	星野 用市君
一八六	足立 良平君
一八七	松前 達郎君
一八八	穂山 篤君
一八九	村沢 牧君
一九〇	古川太三郎君
一九一	池田 治君
一九二	木暮 山人君
一九三	田村 秀昭君
一九四	勝木 健司君
一九五	久保 亘君
一九九	星川 保松君
二〇五	荒木 清寛君
二〇七	西川 潔君
二〇八	西野 康雄君
二二〇	横尾 和伸君
二二二	
二二三	島袋 宗康君
二二四	坂 正敏君
二二六	浜四津敏子君
二二九	青島 幸男君
二三〇	國弘 正雄君
三二七	下村 泰君
三二八	三石 久江君

二三〇	猪木 寛至君
三三一	牛嶋 正君
三三五	喜屋武眞榮君
三三六	田 英夫君
三三八	山田 勇君
三三九	矢原 秀男君
二四三	有働 正治君
二五一	黒柳 明君
二五二	高桑 栄松君

第十号(その二)中正誤

ハシ 段行 誤 正

ニニニ 替わり 委員長(浦田勝 浦田勝君)

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 三円(送料別)